

労務費等を明示した工事費内訳書の提出について

建設工事における適正な労務費の確保等のため、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（入札契約適正化法）」が改正され、公共工事の入札の際に入札金額の内訳として、「材料費、労務費及び当該公共工事に従事する労働者による適正な施工を確保するために不可欠な経費として国土交通省令で定めるもの」の記載が義務付けられました。

そのため、令和8年度以降に入札公告を行う案件から入札時の内訳書と、契約後に提出する「工事費内訳明細書」において当該経費の記載を必須としますので、ご承知おきください。

[▶工事費内訳明細書](#)

なお、記載する各経費の考え方については、「労務費ダンピングを防止するための公共発注者向けガイドライン（令和7年12月・国土交通省）」に基づくため、不明な点があれば同ガイドラインを確認してください。

[▶国土交通省『ダンピング発注の防止について』\(外部リンク\)](#)